

# 日本消化器画像診断情報研究会会則

昭和62年04月04日施行  
昭和63年04月01日改定  
平成05年04月02日改定  
平成09年01月25日改定  
平成11年01月23日改定  
平成12年01月22日改定  
平成15年03月22日改定  
平成18年02月12日改定  
平成21年03月01日改定  
平成23年04月15日改定  
平成24年02月24日改定  
平成27年04月01日改定

## 第一章 総 則

第1条 本会は、日本消化器画像診断情報研究会という。

第2条 本会の事務局は、原則として会長又は事務局長の勤務する施設に置く。

第3条 本会運営のため、全国を数ブロックに分割した地方組織を置き、それを各県又は各地区部会とすることができる。

## 第二章 目的及び事業

第4条 本会は、がん検診、消化器画像検査に関する専門的知識と技術の向上を図り、もって国民の医療保険衛生に貢献することを目的とする。

第5条 本会は、前項の目的を達成させるために次の事業を行う。

- 1、学術講演会・研究発表会並びに研修会などの開催。
- 2、がん検診、消化器画像検査の精度管理に関する調査研究。
- 3、がん検診、消化器画像検査に携わる診療放射線技師・賛助会員の交流並びに関連情報の交換。
- 4、本会の目的に即した会誌の発行
- 5、その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第三章 会 員

第6条 本会の目的に賛同する診療放射線技師・賛助会員によって組織する。

- 1、入会を希望する者は、入会申込書を提出し、常任世話人・世話人会の承認を得なければならない。
- 2、会員が退会するときは、その旨を世話人へ届けなければならない。
- 3、本会の発展、及び本会の目的に即した功績が顕著である個人に対し、常任世話人・世話人会の決議を経て名誉会員とすることができる。
- 4、個人賛助会員は、放射線技師を除くその他の個人会員。
- 5、賛助会員は、企業、病院その他団体名の会員。
- 6、会員が次の1項に該当するときは退会とする。2項に該当するときは常任世話人・世話人会出席者3分の2の議決を経て除名することができる。
  - 1、日本消化器画像診断情報研究会会費の3年間未納を以って退会とする。ただし、期間中の未納金は支払うこととする。
  - 2、本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為のあったとき。

## 第四章 役員及び任務

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
常任世話人	若干名
世話人	若干名
事務局長	1名
事務局員	若干名
監事	2名
相談役	若干名

第8条 役員の仕事は以下の通りとする。

1、全役員は、会則第4条に基づき、これを広く普及し、本会の発展に努力すること。

2、会長・副会長

会長は、総会を年1回以上開催し、常任世話人・世話人会の決定事項を報告し承認を得なければならない。副会長はこれを補佐するものとする。

又、会長は、予め常任世話人会の承認を得た特定地区の常任世話人を招集することができる。ただし、議案は事前に、やむを得ぬ時は事後速やかに文書で常任世話人に通知する。

3、常任世話人・世話人

世話人は、選出された各県・各ブロックごとにそれぞれの会員の把握に努め、総会決定事項等が各会員に浸透するよう勤めこと。常任世話人は、世話人の活動が円滑に行われるよう補佐し、その責を負うこと。

4、事務局長・事務局員

事務局長は、会務を把握し、本会に必要な事務的任務を遂行する。事務局員は事務局長を補佐する。

5、監事

監事は、年1回以上本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告しなければならない

6、相談役

相談役は、会長、副会長の相談に積極的にアドバイスをを行い、会の繁栄と普及をおこなうこと。

第9条 世話人会は各県・ブロックごとに会員中より選出し、総会の承認を得る。その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 常任世話人、監事は世話人会の互選とし、会長と副会長、事務局長は常任世話人の仲より互選により決定し、総会の承認を得る。任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 常任世話人・世話人会の決議を経て顧問を置くことができる。また、相談役は兼任を妨げない。

## 第五章 総会及び常任世話人・世話人会

第12条 常任世話人・世話人会は毎年1回以上開催する。

欠席の場合は選出区より代理人を定め、決議を委任することができる。

第13条 常任世話人・世話人会は次の事項を審議する。

1、事業計画

2、事業報告及び会計報告

3、会則の変更

4、常任世話人・世話人に関する事項

5、地方組織に関する事項

6、その他必要と認める事項

第14条 総会および常任世話人・世話人会は会長が招集し、年1回以上開催する。

第15条 総会の決議は出席会員の過半数によるものとする。

## 第六章 財 務

第16条 本会の運営は、会費、賛助会費、助成金、寄付その他の収入をもって当てる。

第17条 本会の会費は下記の通りとし、会費納入期限は原則当該年度6月末日とする。

会費 年額3,000円

個人賛助会員 年額3,000円

賛助会員 年額10,000円

名誉会員 年会費免除

第18条 本会の会計年度は総会開催年度1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 附 則

第19条 この規約は平成21年3月1日より改正施行する。

## 地方組織規定

第1条 この規定は、会則第3条に基づき別表の通り定める。

第2条 この規定は、会則第8条の世話人選出に適用する。

第3条 この規定の改廃は、常任世話人・世話人会の決定を経なければならない。

(別表)

地方名

北海道・東北	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島				
関東甲信越	茨城	栃木	埼玉	群馬	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	新潟	
東海・北陸	岐阜	静岡	愛知	三重	富山	石川	福井				
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山					
中国・四国	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知		
九州・沖縄	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄			

内規：役員等の出張旅費規程

会長は研究会の財政状況の許す範囲において、役員等が会務の都合上必要と認められた会議に参加する場合、運営費（交通費）より20,000円を限度とし、その宿泊・交通費の半額を支給するものとする。

日本消化器画像診断情報研究会

所在地：千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンビルCD棟2階

施設名：医療法人鉄蕉会亀田総合病院附属幕張クリニック 診療放射線部

電話：043-296-2376

代表者氏名：村岡 勝美

住所：263-0014 千葉県千葉市稲毛区作草部町929-10

事務局：〒102-8508 東京都千代田区飯田橋3丁目6-5

施設名：医療法人社団 ころとからだの元氣プラザ 放射線科

電話：03-5210-6626

事務局長：重松 綾